

# 退職互助部説明

## PART⑤

～ 福祉厚生事業について(福祉給付金・指定旅館利用補助) ～

(一財)長崎県教職員互助組合



この動画では、福祉厚生事業について説明致します。

## 2 福祉厚生事業一覧

### (1) 福祉給付金

身体障害者手帳を所持し、福祉医療費が市町から給付され医療補助金の対象とならない方へ毎年度1万円を給付します。

### (2) 指定旅館利用補助

互助組合が指定する宿泊施設に宿泊利用する際に、1泊2,000円を補助します。

### (3) 検(健)診・ドック補助

保険診療外の検診やドックを受診した際の経費を年度15,000円を限度に補助します。

### (4) ふるさと便り

福岡県以外の県外在住の組合員へ長崎の近況を隔年1回お知らせします。

### (5) セカンドライフサポート事業

退職後の生活に役立つ情報提供や、組合員同士の交流の場を提供します。

### (6) 支部活動

居住される地域毎に配置された支部により、役員の方々により各種事業が実施されています。

### (7) 全教互会員証割引事業

提携している全国の施設で会員証の提示により割引や特典が受けられます。



福祉厚生事業には7種類の事業がありますが、この動画では、1福祉給付金、2指定旅館利用補助の説明を行います。

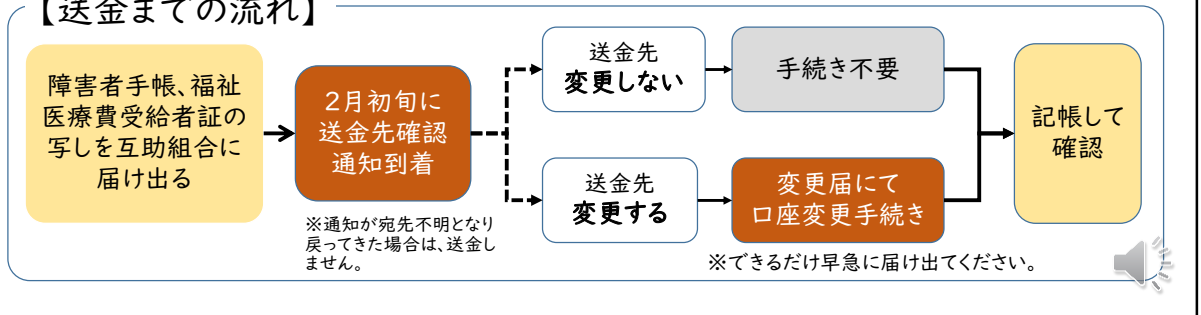
## (1) 福祉給付金

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者で、1月末時点で身体障害者手帳を所持し、市町から福祉医療費を受け医療補助金事業の対象とならない方

【給付額】 10,000円／年度

【送金日】 毎年度2月末日(平日)

### 【送金までの流れ】



福祉給付金についてです。

対象者は1月末時点で障害者手帳を所持し、市町から福祉医療費を受け医療補助金の対象とならない退職組合員と退職加入配偶者です。

給付額は年度1万円となります。

送金日は毎年度2月末日です。

送金までの流れです。

障害者手帳や福祉医療費受給者証を所持したら、互助組合に届け出てください。

1月末までに届け出ていただければ、2月初旬に送金先の確認通知が届きます。

送金先を変更しない場合は手続きは不要です。

送金先を変更する場合は、組合員台帳記載事項変更届にて口座変更の手続きをしてください。

以上で手続きは完了となります。

## (1) 福祉給付金

### 【注意事項】

- 身体障害者手帳の等級や居住する市町及び年齢、所得によっては、本事業の対象とならず、医療補助金の対象となります。
- 届出を忘れていたなどで、1月末時点で対象とならなかった場合でもさかのぼっての給付はできません。
- 送金先確認通知が届かない(宛先不明など)の場合は、送金しません。

身体障害者手帳を所持された場合は、手続き等についてご説明いたしますので、互助組合までご連絡ください。



続いて注意事項です。

身体障害者手帳の等級や、居住する市町、年齢、所得によっては市町の福祉医療費の対象とならない場合があります。

この場合は、医療補助金の対象者となることができます。

届け出をわすれていたなどで、1月末時点で対象とならなかった場合でもさかのぼっての給付はできません。

送金先確認通知が宛先不明などで届かない場合は、送金しません。

身体障害者手帳を所持された場合は、手続き等についてご説明いたしますので互助組合までご連絡ください。

## (2) 指定旅館利用補助

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

【補助額】 1泊2,000円(年度3泊まで)

### 【利用方法】

日程決定後、  
指定旅館に  
予約

長崎県の指定旅館補助  
を利用する旨伝える

指定旅館利用補助  
券発行申請書に必要  
事項を記入し、互  
助組合に送付

互助組合から  
指定旅館利用  
補助券が返送  
される

指定旅館に  
チェックイン  
時に補助券  
を提出

2,000円/泊差  
し引かれた額を  
チェックアウト時  
に支払う



指定旅館利用補助についての説明です。

対象者は退職組合員及び退職加入配偶者です。  
補助額は、1泊2,000円で年度3泊利用できます。  
利用方法についてです。

宿泊の日程が決まりましたら、指定旅館に予約を入れます。  
この時、長崎県の指定旅館利用補助を利用する旨を伝えてください。  
また、宿泊料金についても併せて確認してください。

次に、指定旅館利用補助券発行申請書に必要事項を記入し、封筒に入れて互助組合に送付してください。

互助組合で指定旅館の確認や、利用泊数を確認し、押印してから記載の住所に返送します。

返送された補助券をチェックイン時に窓口へ提出してください。

チェックアウト時に1泊2000円を除いた額をお支払いください。

## (2) 指定旅館利用補助

### 【指定旅館利用補助券発行申請書の記入方法】

(裏面 白用紙)

長教互		令和〇年度指定旅館利用補助券発行申請書		退職互助部	
宿泊旅館名	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇		旅館・ホテル	
退職組合員番号	利用者氏名	利用年月日	泊数	年齢	備考
12345	互助 太郎	自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日	〇	67	
12345	互助 花子	自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日	〇	68	
		自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日			
		自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日			
		自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日			

申請者(代表)氏名 **互助 太郎**  
上記のとおり補助券の発行を申請します。  
令和〇年〇月〇日  
一般財団法人 長崎県教職員互助組合 様

記入上の注意  
1 補助対象者 退職組合員・退職加入職員  
2 補助対象旅館 退職互助部ハンドブック「指定旅館」に掲載されている旅館  
3 利用日 同一旅館でも利用日が連続でない場合は利用日ごとに申請  
4 その他 ①同一旅館でも利用日が連続でない場合は利用日ごとに申請  
②補助券の裏面に申請者の返送先を記入する際は、宛先が正しいように注意のうえ記入  
③申請書は、封筒に入れて宿泊の10日前までに郵送等に提出してください  
※申請書を互助組合まで持参されるとその場で発行します。

宿泊施設名は正確に記入してください

切手を貼り付けてください

(表面 郵便はがき宛名)

郵便はがき

〒850-8566 長崎市尾上町三番一  
一般財団法人 長崎県教育庁 長崎県

長崎市互助町3番1号  
ハイツde退互301号

63円切手

1 2 3 4 5 6 7

互助 太郎 様

返送先の住所を記入してください

指定旅館利用補助券発行申請書の記入方法です。

まず、裏面の白い用紙側に、必要事項を記入します。

利用年度、予約をした指定旅館の県名、旅館名、宿泊補助を利用される方の退職組合員番号、氏名、宿泊する利用年月日と泊数及び年齢を記入します。

下の方の申請者氏名、申請日を記入します。

次に、表面の郵便はがきの宛名を記入します。

ここは、この補助券を返送する宛先住所及び氏名を記入し、切手を貼り付けます。

原則的に直接指定旅館へは送付できませんので、ご自宅等を記入してください。ここまで記入等が終わりましたら、封筒に入れて互助組合へ送付してください。

これで発行申請は完了となります。

返送されてきた補助券を忘れずに持参するようにしてください。

## (2) 指定旅館利用補助

### 【注意事項】

- 宿泊のキャンセルなどで利用しなかった場合は、返却が必要です。
- 宿泊後の申請及び補助券発行はできません。
- 旅行社やインターネット予約などでは補助券の利用ができない場合があります。



注意事項です。

1つ目 宿泊予約をキャンセルしたなどで、発行済みの補助券を利用しなかった場合は、互助組合に返却してください。

返却しないと、利用泊数としてカウントされてしまいます。

2つ目 宿泊後の申請及び補助券発行はできませんので、必ず宿泊前に申請し補助券を発行してもらってください。

3つ目、旅行会社やインターネット予約などで補助券の利用ができない場合がありますので、事前に指定旅館に確認してください。